

-声明-

諫早湾干拓事業をめぐる紛争解決のため、いまこそ、利害関係人の協議を

2019年9月13日

よみがえれ！有明訴訟原告団・弁護団

本日、最高裁判所において開門確定判決に対する請求異議訴訟の判決が言い渡された。漁業権は10年で消滅することを前提に国の請求異議を認めた福岡高裁判決を破棄し、福岡高裁に差し戻すという判決である。これによって、審理は福岡高裁によって継続されることになる。

重要なことは、差戻審における判決がいかなるものになろうとも、勝訴原告である諫早湾近傍場漁民の漁業被害と諫早湾干拓事業との因果関係を認めて開門を命じた開門確定判決そのものを否定しすることはできないし、また、差戻審の判決によって諫早湾干拓事業をめぐる紛争が全体的に解決するものではないということである。

いまなお長崎地裁には開門確定判決の当事者とは異なる漁民からの開門請求訴訟が係属している。有明海における漁業被害は、開門をタブー視した再生事業を、多額の費用を投入して15年にわたって行ったものの改善の兆しはなく、今後も新たな開門訴訟が提起される可能性が高い。

また、諫早湾干拓事業によって造成された干拓農地では、2008年4月から41の経営体が多額の投資をして営農を開始したものの、10年を経過して12もの経営体が干拓地の劣悪な営農環境のなかで干拓営農から離脱した。営農を続けている経営体のうち2つの経営体は損害賠償と劣悪な営農環境改善のための開門を求めて訴訟を続けている。今後さらに新たな営農者訴訟提起の動きもある。

諫早湾干拓事業をめぐる紛争は、個々の裁判の判決だけでは全体的・最終的な解決は見通せない。必要なことは、漁業者、営農者、背後地住民のそれぞれの利害関係を踏まえた紛争解決に向けた和解協議である。

紛争解決機関たる裁判所は、その職責を果たすべく、差戻審や係属中の訴訟において和解協議の場を設定すべきである。また、裁判所のみならず、国会、行政機関、自治体もまた、裁判所内外における和解協議実現に向けて、この社会的紛争解決のために尽力すべきである。

諫早湾干拓事業は、工事着工以来、すでに30年が経過した。この長期にわたる社会的紛争を、各当事者の利害を正しく反映した和解協議によって解決するため、わたしたちは引き続き全力を傾注する決意である。

以上